

# 行政組織関係法令集

琉球政府内務局行政監察課

この資料は当館所蔵資料の写である  
ことを証明します。

平成25年10月22日

沖縄県公文書館長 明用



## 目次

### (現行法令)

琉球列島の管理に関する行政命令

琉球政府の設立

琉球政府章典

琉球列島米国民政府に関する指令

琉球政府行政組織法

警察局の設置

### (旧 法 令)

仮沖繩人諮詢委員会設立と軍政府方針に関する声明

沖繩民政府創設に関する件

群島組織法

臨時琉球諮詢委員会設置

臨時中央政府の設立

行政事務部局組織法

四六

二八

二二

一九

一

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

× × × × × ×

# 沖繩民政府創設に關する件（一九四六、四、二二）

南西諸島米國海軍々政本部指令オ一五六号（一九四六年四月二十二日）

## 主題 沖繩民政府創設に關する件

### 参考書類

一九四五年三月一日付十軍司令官宛文書〇〇八二五

一九四五二月十二月十二日付文書五二八五五

一九四五年十月二十三日付軍政府副長官宛文書二三一〇

（イ）南西諸島軍政府布告第一号

参考書類（イ）及（ロ）は南西諸島の民政府最高執行機關設立認可及指令。

（ロ）参考書類（ハ）は沖繩軍政府副長官へ諸行政官庁の職務を遂行するため沖繩人の責任ある中央行政機關設立を促進せしむる指令。

（イ）前記に従い茲に沖繩民政府を設立する。

（ロ）参考書類（イ）及（ロ）は南西諸島の民政府最高執行機關設立認可及指令。

（ハ）参考書類（ハ）は沖繩民政府副長官へ諸行政官庁の職務を遂行するため沖繩人の責任ある中央行政機關設立を促進せしむる指令。

## 群島組織法（一九五〇、八、四）

× × × × ×

琉球列島米國軍府本部布令オ二二二号（一九五〇年八月四日）

シ・アイ・ムーレー

註 本指令は一九五〇年八月四日附布令オ二二二号「群島組織法」により廃止になる。

第一章 群島の設立及び管轄  
オ一条 オ十軍本部一九四五年九月七日付降服文書所定の琉球列島及び北緯三十度以南近海を四区域に分ち、各区

域は爾今、これを群島と称する。

城は爾今、これを群島と称する。

A 奄美群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯三十度、東經百二十度を起点とし、北緯二十七度三十分、東經百二十四度二十分の点、北緯二十七度三十分、東經百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東經百二十八度二十分の点、北緯二十六度五十五分、東經四度、東經百三十三度の点、北緯二十四度、東經百二十八度の点及び北緯二十九度、東經百三十一度の点、及び北緯三十度、東經百三十一度三十分の点を経て起点に至る。

B 沖繩群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二十七度三十分、東經百二十四度二十分を起点とし、北緯二十七度三十分、東經百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東經百二十八度二十分の点、北緯二十六度五十五分、東經百三十一度五十分の点、北緯二十六度五十五分、東經四度、東經百三十三度の点、北緯二十四度、東經百二十八度の点及び北緯二十七度、東經百二十四度二十分の点を経て起点に至る。

C 宮古群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二十七度、東經百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東經百二十四度四十分の点及び北緯二十四度、東經百二十八度の点を経て起点に至る。

D 八重山群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二十七度、東經百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東經百二十二度の点、北緯二十四度、東經百二十二度の点、北緯二十四度、東經四十分の点を経て起点に至る。

E 本令により設立する四群島の行政管轄は、前項各区域に限る。

F 各群島の行政庁所在地は左の通りとする。政府所在地を変更しようとするときは、住民投票を行い、総選挙人名簿又は補充選挙人名簿による確定選挙人数の百近の七十以上の者の投票がなければならぬ。

G A 奄美群島の政府所在地は、名瀬市とする。

H B 沖繩群島の政府所在地は那覇市とする。

I C 宮古群島の政府所在地は、平良とする。

J D 八重山群島の政府所在地は、石垣市とする。

K F オ二条 群島は、法人とする。群島は、その権限を定める軍布告、布令及び指令に基づいてその区域内の公共事務を行ふ。

L G 2 群島の事務は次のとおりである。

M A 公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

N B 市町村の権限行使を適正ならしめるため、その活動を総合調整すること。

O C 税、使用料、手数料、分担金、免許料、加入金及び夫役を賦課徴収すること。

P D 公共の目的のために不動産並びにその附着物を裁判手続により收回し及び正当な対価を与えて、これを使用、占有、処分すること。

Q E E 最大の利用又は保存のため必要ある場合において森林、牧野土地及び漁場を所有し及び管理すること。

R F G 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業その他の土地改良事業を施行すること。

S H I 公園、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置管理し、設置管理を規制し及びこれらを使用する権利を規制すること。

T J 上水道、給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、鉄道、船舶、バス、タクシーその他の運輸事業を設置、管理し及び設置管理を規制すること。

U K 判事及び検事の候補者として有資格者を推薦すること。

V L 群島事務に関係ある事項につき調査し、記録統計を作成し、及び人口調査を行うこと。

W M 学校、研究所、試験所、出版所、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、科学、

文化、勧業に関する營造物を設置管理し及び設置管理を規制すること。

M 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、公舍刑務所、少年教護施設、汚物処理所、火葬場、墓地その他の保健衛生社会福祉に関する施設を設置管理し、設置管理を規制し及びこれらを使用する権利を規制すること。

N 風俗又は清潔を汚す行為の制限その他保健衛生風俗の淳化に関する事項を処理すること。

O 防災及び罹災者の教護等を行うこと。

P 未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、無能力者、浮浪者、精神異状者、酩酊者を救助し、保護し又は看護すること。

Q 史跡、名勝及び記念物を保護し及び管理すること。

R 本条の他の項所定の権限に基き制定した条例の違反について、その罰則を制定すること。

3 群島は本条才二項E、G、H、I、L及びM所定の権限を行ふに当たり責任ある私企業の設立を妨げたり又は同号の事業が私企業に移つたのち、なお、これと競走して同種事業を行うようなことがあつてはならない。

才三条 群島は、全琉球に亘る事務又は現に若しくは将来軍政長官の留保する事務を行うことができない。群島が行うことのできない事務は、概ね左の通りとする。

一、司法機構に関する事務。

二、群島間運輸通信に関する事務。

三、対外及び群島間の貿易、商業に関する事務。

四、郵便に関する事務。

五、琉球学芸施設に関する事務。

六、群島領海外の旅行、気象及び水路施設に関する事務。

七、外交に関する事務。

八、個人金融、銀行及び保険。

### 九、重罪罰則の制定及び才二条才二項Rに基くもののほか、軽罪罰則の制定

#### 才二章 住民の地位及び権利義務

才四条 琉球列島内で出生し群島内一市町村に住所を保有した者又は列島外から移住した者で永住の意思を有する者は、これを群島住民とする。

2 群島住民は、正当な規則に従い、他群島に出入の自由をする。但し、法令又は裁判所の判決に基き群島公署が正規の文書手続により抑留したときは、この限りでない。

才五条 禁治産者、準禁治産者、懲役又は禁錮の刑に処せられ受刑中の者、執行猶予中の者又は仮出獄中の者は、群島内の公職選挙に参与し又は群島の公職に選挙若しくは任命されることができない。

才六条 住民の群島に対する義務は、自治の責任を負うこと、法及び秩序の維持に協力すること。公務に参与すること、選挙において投票すること及び正規の税を納めることとする。

才七条 住民の群島に対する権利は、法令に従い生命、動産、不動産等の保護を受けること、群島並びに市町村の財産、造営物を共用すること、公職に志願すること、選挙に参与すること、正理公道の請願をすること、法令の制定改廃の発案及び住民投票をすること、知事の解職を請求すること、一人又は併せて群島議会議員の解職を請求すること及び議会の解散を請求することとする。

#### 才三条 執 行 機 閣

才八条 群島執行機関の長は、これを知事とする。知事の任期は、四年とする。但し後任者が就任するまでその权限を行う。

2 前項の任期は、選挙の日から、これを起算する。但し、知事の任期満了の日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

3 知事は、議会の議員又は公共団体の有給職と兼ねることができない。

4 知事は、退職しようとするときは、文書を以てその旨を議会議長に申し出なければならない。申出には、退職



3 会計長は、オ二項の会計事務につき、その責を負う。

4 出納長は、領収書、現金支払その他オ二項の規定に關係ある事務につき、その責を負う。

オ二十一条 群島に副会計長及び副出納長を置く。その数は、予算により、条例を以て、これを定める。

2 副会計長若しくは副出納長は、会計長若しくは出納長の事務を補佐し、会計長若しくは出納長に事故があるときは又は会計長若しくは出納長が欠けたときはその職務を代理する。

オ二十二条 知事又は副知事と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、会計長若しくは副出納長となることができない。

オ二十三条 知事又は副知事と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、会計長若しくは副出納長をしてその事務の一部を副会計長又は副出納長に委任させることができる。

但し、群島の出納その他の会計事務については、予め議会の同意を得なければならない。

オ二十四条 群島は、その部局毎に首席職員を置く。

2 会計長又は副会計長、出納長又は副出納長は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

3 会計長又は出納長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、副会計長又は副出納長となることができない。

4 副会計長又は副出納長は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

オ二十五条 会計長、副会計長、出納長及び副出納長は、群島の他の職又は市町村の職を兼ねることができない。

オ二十六条 群島職員の定数は、条例を以つて、これを定める。

オ二十七条 群島議会における条例の制定改廃又は才入才出予算の議決について異議があるときは、知事は、本令に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日から十日以内に理由を示して、これを再議に付することができる。

オ二十八条 前条の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

この場合、知事は、直ちに、条例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による議決については、出席議員の三分の一以上の者の同意がなければならない。

オ二十九条 議会の議決又は選挙が、その権限を超えて又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、知事は、理由を示して、これを再議に付し又は再選挙を行わなければならない。

オ三十一条 議会の議決が収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、知事は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

2 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また前項と同様とする。

A 法令により負担する経費、法律の規定に基き主管行政府の職権により命ずる経費その他の群島の義務に属する経費。

B 非常の災害による応急若しくはその復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のために必要な経費

オ三十二条 オ三十一条オ二項Aの場合において、議会の議決が、なお、同項に掲げる経費を削除し又は減額したときは、知事は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上して、その経費を支出することができる。

2 オ三十一条オ二項Bの場合において、議会の議決が、なお、同項に掲げる経費を削除し又は減額したときは、知事は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。議会が知事の不信任の議決をしたときは、十日以内に議会を解散することができる。

2 議会において知事の不信任の議決をした場合において、前項の規定により十日以内に議会を解散しないときは又はその解散後初めて招集された議会において、再び不信任の議決をしたときは、知事は、退職しなければならない。

3 前二項の規定による不信任の議決については、議員定数の三分の一以上の者が出席し、その四分の三以上の者の

の同意がなければならぬ。

議会の議決で屬する軽易な事項で、その議決により特に指定した者は、知事が、これを専決処分する

3 前二項の規定による不信任の議決については、議員定数の三分の一以上の者が出席し、その四分の三以上の者

の同意がなければならぬ。

オ三十三条 議会の権限に属する輕易な事項で、その議決により特に指定した者は、知事が、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、知事は、これを議会に報告しなければならない。

#### オ四章 議決機関

オ三十四条 群島の議決機関は、群島議会とする。群島議會議員の任期は、四年とし、選挙区に分けてこれを公選するものとする。議員の定数は、左の通りとする。

A 奄美群島 十三人

B 沖縄群島 二十人

C 宮古群島 九人

D 八重山群島 七人

オ三十五条 議員は、その就任に当り、当該選挙管理委員会の発行した当選証書を提出する。議長及び書記長は、当選証書を受け取り、これを永久に保存しなければならない。

2 議員は議会に付議された事件について、当該選挙区選挙人の意思を代表して群島の進歩發展のため最善の判断を下すことを以て、その職責とする。議員はその職務遂行にあたり、自己の意見を述べ及び会議規則の定めるところにより、賛否の発声、点呼又は投票を以て表決する。

オ三十六条 議員は、後任者が就任するまで在任する。任期は、就任の日から起算する。法律による定数増加の結果、あらたに選挙された議員は、総選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

2 議員は、他の如何なる公職ともこれを兼ねることができない。

オ三十七条 群島議会は、左に掲げる事件を議決する。

A 本条及びオ一章オ二条オ二項に掲げる事件に関し条例を設け又はこれを改廃すること。

B 才入才出予算を定めること。

C 決算報告を認定すること。

D 法律を以て禁じたものを除くほか、税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徵収に関する

こと。

E 法律又は条例に規定するものを除くほか、違法に賦課又は徵収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の払戻に関すること。

F 基本財産又は減債基金その他積立金般の設置、管理、処分等に関すること。

G 群島財産の取得及び処分。

H 才入才出予算を以て定めるものを除くほか、あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈与を受け及び権利を放棄すること。

I 条例で定める契約を結ぶこと。

J 市町村に關係ある異議の申立、訴願、訴訟、斡旋、和解、調停及び仲裁に関すること。

K 市町村の活動の綜合調整に關すること。

L その他法令により議会の権限に属する事項。

2 議会は、その会議規則を設けなければならない。

オ三十八条 群島議会は、法令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。議会は、才入才出予算について増額してこれを議決することを妨げない。但し、知事の才入才出予算の提出の権限を侵すこととはできない。

オ三十九条 群島議会は、知事に委任された軍政府、他の群島及び市町村の事務に關し、知事の説明を求め又はこれに對し意見を述べ必要な措置を講ずることができる。議会は、群島の公益に関する事項につき、意見書を關係行政庁に提出することができる。

オ四十一条 群島議会は、調査を行い、關係人の出頭及び証言並びに記録及び帳簿の提出を請求することができる。

この場合においては、勾引又は過料に關する規定を除くほか、民事訴訟法の証人訊問に關する規定（琉球軍政長官が改正したときは、その改正規定）を準用する。

才四十二条 議会は、選挙人その他の關係人が公務員たる地位において知り得た事實については、その者から職務上の秘密に屬するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事實に關する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において、当官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

才四十三条 議会が前条に規定による説明を理由がないと認めるときは、官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

才四十四条 当該官公署が前条の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人又はその他關係人は議会に証言又は記録の提出をしなければならない。

才四十五条 民事訴訟に關する法令の規定により宣誓した選挙人、その他の關係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三ヶ月以上五年以下の禁令に処する。

才四十六条 前条の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

才四十七条 議会は、選挙人その他の關係人が才四十五条の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の關係人が議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

才四十八条 議会が才四十一条の規定による調査を行うため、群島内市町村に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、市町村は、その求めに応じなければならない。

才四十九条 議会は、才四十一条の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議会の議決を経なければならない。

才五十条 議会は、議員の調査研究に資するため図書室を附置しなければならない。図書室は、群島の公刊文書を保管する。図書室の事務及び職員に關する事項は、条例を以てこれを定める。

才五十二条 議会の会議は、一定の手続により、これをしなければならない。群島議会は、知事が、これを招集する。議員定数の四分の一以上の者が臨時会の招集を書面により請求したときは、知事は、これを招集しなければならない。招集は、開会の日前七日までに、これを告示しなければならない。

才五十三条 臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前条の規定にかかわらず、直ちに、これを會議に付することができます。

才五十四条 議会の会期及びその延長、並びに閉閉に關する事項は、議会がこれを定める。

才五十五条 議会は、議員の中から議長及び副議長一名を選挙しなければならない。議長及び副議長の任期は、議員の任期による。但し、条例を以てこれより短い期間を定めることができる。議長及び副議長の選挙においては、臨時議長を互選して選挙事務を行わせる。

才五十六条 議長は、特定の事件につき、議会が別段の定をした場合を除くほか、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を総理し、議会を代表する。議長は、委員会に出席し、発言することができる。

才五十七条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

才五十八条 議長及び副議長ともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

才五十九条 議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

才五十七条 議長に事故があるときは又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

才五十八条 議長及び副議長ともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

才五十九条 議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中ににおいては、議長の許可を得て辞職することができる。

才六十一条 議会は、その運営を活発にするため、条例又は議決により、常任委員会を置くことができる。常任委員会は、群島の事務に関する部門ごとにこれを設けることができる。常任委員会は、その部門に属する事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

才六十二条 常任委員会は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

才六十二条 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。常任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中、なお、これを審査することができる。

才六十三条 群島議会は、議長の選定により特別委員会を置くことができる。特別委員会は、議会の議決により付議された事件については、閉会中も、なおこれを審査する。

才六十四条 特別委員会は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

才六十五条 前二条に定めるものを除くほか、常任委員会及び特別委員会に関する必要な事項は、条例でこれを定める。

才六十六条 議会議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し才六条出予算についてでは、この限りでない。

2 前項の議案の提出は、文書を以つてこれをしなければならない。

才六十七条 議会は、議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならぬ。

この場合において、議長が、なお、会議を開かないときは、才五十八条の例による。  
2 前項の規定により会議を開いたとき又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

才六十九条 議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。議長又は議員の秘密会の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。

才七十一条 この法律に特別の定がある場合を除くほか、議会の議事は、全て出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

2 議員が議会の事件につき充分な意見の一一致若しくは決定投票を得ることができないときは、議会がこれを群島選挙人の至上問題と認めるときは、議会は、当該事件を才六章才九十八条、才九十九条の例により群島選挙人の投票に付することができる。

才七十二条 議会において行う選挙については、点呼又は秘密投票による。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推挙の方法を用いることができる。  
3 指名推挙の方法を用いる場合においては、被指名人を以て當選人と定めるべきかどうかを會議に諮り、議員全員の同意があつた者を以て當選人とする。

4 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5 オ一項の規定による不服がある者は、議会を被告として巡回裁判所に出訴することができる。

6 オ一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由をつけて、これを本人に交付しなければならない。

オ七十三条 会期は、不継続とする。会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

オ七十四条 知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会、教育委員会の委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席し、説明をしなければならない。

オ七十五条 知事は、議会に予算に関する説明書その他群島の事務に関する説明書を提出することができる。

オ七十六条 議長は、書記をして議録を調製し、議会の次オ及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、議長及び議会において定めた二人以上の議員署名しなければならない。

3 議長は、議録の写しを添えて議会の結果を知事に報告することができる。

4 議会が条例を議決したときは、議長の確認を受けた後、告示のためこれを知事に送付する。告示は、編綴及び公表により成るものとし、その方法は、議会の定めるところによる。告示により条例の制定は、確定する。

#### オ五章 政 府

オ七八八条 各群島に政府を置く。政府の人事、機構及び職掌は、群島の事務が最もよく住民の利益に適合して行われるように、これを組織しなければならない。

オ七十九条 知事は、オ三章オ十五条の規定に従い、政府の人事及び事務を統轄し、これを監督する。但し、特に他の機関をして別にこれを任せたときは、この限りでない。

オ八十一条 群島政府本部職員の数は、左の通りとする。

A 奄美群島 一五〇

B 沖縄群島 三五〇

C 宮古群島 一〇〇

#### D 八重山群島 八〇

2 職種、等級、給与その他各部職員の任命に関する事項は軍布令の定めるところによる。

オ八十二条 麻府府職員の数は、軍政府の認可を得て、条例でこれを定める。

2 職種、等級、給与その他府府職員の任命に関する事項は、軍布令の定めるところによる。

オ八十二条 各部長及び消防局長は、当該部局の事務について、知事に対し、直接責任を負う。

2 消防局の長は、これを消防局長と称し、消防区ごとに次長を置く。

3 部の長は、これを部長と称し、各部に一又は二の次長を置く。首席次長は、次長として職務を行うほか、なお、部内一課の長となるものとし、次席次長は、当該部に麻があるため必要である場合に限つてこれを置き、麻の事務に関し、次長として職務を行うほか、なお、部内一課の長となるものとする。

オ八十三条 政府本部は、これを部又は局に分ける。部又は局は、部長又は局長が知事の承認を得て、これを課その他に分けることができる。

オ八十四条 政長の部及び局は、左の通りとする。

#### A 総務部

(一) 行政一般及び人事に関する事項

(二) 労務に関する事項

(三) 議会に関する事項

(四) 市町村に関する事項

#### 四 統計に関する事項

(一) 免許証の発行に関する事項

(二) 他の主管に属しない事項

#### B 財政部

(一) 予算、税その他財務に関する事項

(二) 経済部

(一) 農業、水産業、林業その他天然資源に関する事項

B 予算、税その他の財務に関する事項

C 経済部

(+) 農業、水産業、林業その他天然資源に関する事項

(-) 商業及び工業に関する事項 (+) 配給及び物価に関する事項

(-) 度量衡に関する事項

D 工務部

(-) 土木に関する事項 (+) 建築及び建築計画に関する事項

(-) 群島内運輸、通信その他公共施設に関する事項

E 文教部

(-) 教員、学校並びに教科に関する事項

F 厚生部

(-) 保健衛生に関する事項 (+) 社会福祉に関する事項

G 法務部

(-) 法務に関する事項 (+) 土地所有権に関する事項

(-) 刑務所及び感化院の管理に関する事項

H 消防局

軍政府が各市町村に貸与した消防器材の責任についての監督及び手続の設定に関する事項

(-) 防火及び消火に関する事項 (+) 各市町村消防隊との連絡調整に関する事項

(-) 防火地帯、建築その他防火法制の立案に関する事項 (+) 消防隊の資格、訓練及び装備に関する事項

オ八十五条 事務の特殊性とそれに伴う作業量の増加により必要があるときは、各群島は、前条の規定にかかわらず、軍政府の認可を得て、部又は局を増設することができる。

2 前項の場合は、前条の規定により設置された部又は局の分掌事務中より当該事務を削除する。

3 部を増設しようとするときは知事はこれを議会に付議し、議員定数の四分の三以上の同意により、命令を以てこれを設けることができる。

オ六章 請願及び請求

オ八十六条 挑選権を有する群島住民は、正理公道の請願及び条例の制定改廃の請求、知事又は議員の解職の請求並びに議会の解散の請求をなす権利を有する。

オ八十七条 請願は、文書を以てし、左の事項を記載する。

A 年月日

B 宛名としてオ九十条所定請願先公署名

C 請願の理由たる事実

D 請願人の求める措置

(+) 選挙権を有する群島住民の署名及び住所

オ八十八条 請願及び請求を作成し、回覧し及び関係人の署名を求める者又はその代理人は、その署名及び住所の有効について責任を負う。

オ八十九条 請願及び請求に虚偽の署名又は本人の自書でない署名を附した者、直接間接の強制により署名を得た者、若しくは請願書を回覧し及び提出した者又はその代理人は、六ヶ月以上一年以下の禁錮に処する。

オ九十一条 オ二章オ五条の欠格条項に該当しない群島住民は、オ八十六条の規定にかかわらず、正理公道に対する請願を、知事、請願人の住所地区選出の群島議會議員、群島議會議長、群島又は地区選挙管理委員会若しくは時宜に応じ公安委員会、監査委員会又は消防局長に提出することができる。

2 当該公署は、請願書を受理したときは、その旨、請願者に通知し、これを公表し、必要な考慮をする。

オ九十二条 請願人は、税、分担金、使用料、手数料、及び過料の賦課徴収に関するものを除くほか、条例の制定改正の請求をする権利を有する。請求は、群島選挙管理委員会に提出する。但し、総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の五以上の者の連署を必要とする。

2 前項の請求は、これを発案請求と称する。

オ九十二条 群島選挙管理委員会は、発案請求を受理したときは、これを告示しなければならない。

2 群島選挙管理委員会は公表の日から三十日間に、発案請求の内容を研究し、添附署名の効力を調べる。

3 群島選挙管理委員会は、投票の様式を定め、請求の内容を、投票に適当な法規形式にまとめる。但し、選挙人の意志表示行為は、「何群島選挙人が制定する。」又は「何群島選挙人が廃止する。」の何れかの語句を以てこれを始めなければならない。

オ九十三条 前条の三十日の期間が満了したときは、群島選挙管理委員会は、請求を選挙人の投票に付すべき日を告示しなければならない。但し、その日は、満了の日から六十日以上九十日の間でなければならぬ。

2 群島選挙管理委員会は、同時に、各地区選挙管理委員会に対し、文書を以て直接請求を群島の選挙人の投票に付すべき期日を通告する。地区選挙管理委員会は、その管轄内市町村選挙管理委員会に対し、これを通告しなければならない。

オ九十四条 群島選挙管理委員会は、所定の日に請求を群島選挙人の投票に付する。但し、自然又は異常の原因により妨げられた場合は、この限りでない。この場合、群島選挙管理委員会は、適宜、自然又は異常の原因が許す範囲で、他の期日を決定し、告示する。

2 群島に関する発案請求の投票は、過半数で決する。この場合、総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の五十以上の者の投票がなければならない。

オ九十五条 群島選挙管理委員会は、発案請求の投票の結果を直ちに告示し、オ九十四条オ二項の要件が得られたときは、その旨、知事に通告する。この場合において知事は、オ四章オ七十七条の規定により、これを条例として告示しなければならない。

オ九十六条 議会は、群島選挙人による条例の制定があつてから三年間は、その改廃を議決することができない。

2 議会が制定した条例であつて、群島選挙人が住民投票により廃止したものは、議会は、これを再び制定して選挙人の意思の全部又は一部を破棄するようなことがあつてはならない。

オ九十七条 群島選挙人は、税、分担金、使用料、手数料及び過料の賦課徴収に関するものを除くほか、議会の制定した条例を改廃する権利を有する。

2 請求人は、前項に定めた権利の行使の請求を群島選挙管理委員会に提出することができる。但し、総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の五以上の者の連署を必要とする。

3 議会の制定した条例を群島選挙人が審査し、表決する請求は、これを住民投票と称する。

オ九十八条 群島選挙人に住民投票を行わせる方法については、オ九十二条、オ九十三条及びオ九十四条の規定を準用する。

オ九十九条 群島選挙管理委員会は、住民投票の結果を、直ちに、告示し、改廃の何れかについて、オ九十四条オ二項の要件を得たときは、これを知事に通告する。この場合において、知事は、オ四章オ七十七条の例により条例の改廃を告示しなければならない。

オ百十条 知事は、議員の解職又は議会の解散の請求は、その就職の日から一年間又は総選挙後最初の集会の日から一年間はこれをすることができない。

オ百一条 知事解職の請求は、群島選挙管理委員会にこれを提出する。但し、総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の五以上の者の連署を必要とする。

オ百二条 群島選挙人に知事解職の投票を行わせる方法については、オ九十二条、オ九十三条及びオ九十四条オ一項の規定を準用する。

オ百三条 群島選挙管理委員会は、知事解職の投票の結果を直ちに告示し、過半数の同意があつたときは、直ちに、これを知事に通告する。この場合において、知事は、通告受領後三日以内に退職しなければならない。

オ百四条 議員解職の請求は、当該議員の選出地区の選挙管理委員会にこれを提出する。但し、同地区の総選挙人名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の三以上の者の連署を必要とする。

オ百五条 群島選挙人に議員解職の投票を行わせる方法については、オ九十二条、オ九十三条及びオ九十四条オ一

名簿及び補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の三以上の者の連署を必要とする。

才百五条 群島選挙人に議員解職の投票を行わせる方法については、才九十二条、才九十三条及び才九十四条才一

項の規定を準用する。

才百六条 地区選挙管理委員会は、議員解職の投票の結果を直ちに告示し、過半数の同意を得た場合は、その旨、議會議長及び群島選挙管理委員会に通告する。

2 議會議長は、解職された議員に、直ちに、その旨を通告し、当該議員は通告の日の翌日までに退職しなければならない。

才百七条 群島議会解散の請求は、群島選挙管理委員会及び知事に通告しなければならない。

才百八条 群島選挙人に議会解散の投票を行わせる方法については、才九十二条、才九十三条及び才九十四条才一

項の規定を準用する。

才百九条 群島選挙管理委員会は、議会解散の投票の結果を直ちに、告示し、才九十四条才二項の要件を得たときは、その旨、議會議長及び知事に通告する。

2 才一項の告示の日から三日以内に、議會議長は、議員を一括して、その全体に対し又は各人に對して議会解散

項の規定を準用する。

才百十一条 各群島に監査委員会を置く。監査委員会は、群島選挙人に對し、その責を負う。

才百十二条 監査委員の定数は、奄美群島四人、沖繩群島五人、宮古群島三人、八重山群島三人とする。

2 監査委員は、知事が議会の同意を得て、議員及び行政、監査、財務及び法務の学識経験者の中から、これを選任する。

#### 才七章 監査委員会

才二項所定の日から三日目に、議会解散宣告をし、全議員は、その職を去る。

才百十三条 議員の兼任する監査委員の任期は、三年とする。但し、議員としては、三期以上監査委員となることができない。いすれの場合においても、後任者が選任されるまでその職務を行う。

2 委員は、退職しようとする日前十五日までに、その旨、文書を以て委員長に申し出て退職することができる。  
委員長は、申出を受理したときは、その旨、知事に通告する。

3 委員会に欠員ができたときは、知事は、補欠を任命する。議会の閉会中に任命された委員は議会が開会して承諾を与えるまで臨時に就任するものとする。

才百十四条 委員会は、各部の事務、群島の出納その他の事務を監査する。但し、委員会は、その監査の結果を見書と共に関係部局に提出する。

2 委員会は、その任務の遂行に當り、監査の完璧を期するため、期日を定めて、訊問、調査することができる。

才百十五条 委員会は、委員の中から委員長を選挙する。委員長は、会議の議長となり、委員会の議決に基き、委員会を代表する。但し、委員長は、委員会に屬しない権限を行うことはできない。

才百十六条 監査委員は、その活動の完璧を期するため、処務規程を定めることができる。

2 前項の処務規程及びその改正は、総てこれを告示しなければならない。

3 委員会は、故意に処務規程に違反した者及び故意に本章才百四条の規定による証人の出頭、記録の提出に関する委員会の命令に違反した者を侮辱罪として処罰することができる。委員会は、その職責遂行の遅延又は妨害のため、直接間接に侮辱行為をなした者を、二千円以下の罰金又は三十日以下の禁錮に処することができる。関係人は、委員会の決定に對して巡回裁判所に上訴することができる。

オ百十七条 委員会は、関係部局に対し、一ヶ月前に通告して定例監査をしなければならない。委員会は、必要があると認めるとき、群島の執行機関若しくは議決機関の要求があつたとき又は選挙人の請願があり委員会がこれを裁決したときは、何時でも特別監査を行う。

オ百十八条 委員会は、定例又は特別監査の結果を意見書とともに告示しなければならない。

オ八章 公安委員会

オ百十九条 各群島に公安委員会を置く。公安委員会は、群島全選挙人に対し、群島内の法及び秩序の維持について責を負う。

2 各群島は、オ一項に定められてゐる責任を執行するため、警察機構を設け、公安委員会をしてこれを指揮監督させる。

オ百二十条 委員の定数は、奄美群島三人、沖繩群島五人、宮古群島三人、八重山群島三人とする。

2 公安委員は、知事が議会の同意を得て、警察職員又は他の任命職の前歴のない者の中から選任する。

3 公安委員は、群島又は市町村の有給職員と兼ねることができない。公安委員については、なお、オ三章オ二十二条の規定を準用する。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

A 禁治産者及び準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

B 徵役刑に該当する破廉恥罪の有罪判決を受けた者

C 本法により設立された政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入了した者

D 政党その他の政治団体の役員

オ百二十一条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、これを再任することができる。

2 委員は、退職しようとする日前十五日までに、文書を以て委員長に申し出て退職することができる。申出を受理したときは、委員長は、これを知事に通告する。

3 委員に欠員が出たときは、知事が補欠を選任する。議会の閉会中に任命された委員は、議会が開会し、承諾を与えるまで臨時に就任する。

オ百二十二条 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員が公の義務に違反しその他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

オ百二十三条 委員会は、委員の中から委員長を選挙する。委員長は、会議の議長となり、委員会の議決により委員会を代表する。但し、委員長は、委員会に属しない権限を行なうことができない。

オ百二十四条 委員会は、左に掲げる事務を掌る。

A 群島警察の組織、予算及び人事に関する事項

B 群島警察の活動に関する事項

C 警察通信制度の維持管理に関する事項

D 犯罪鑑識施設の維持管理に関する事項

E 犯罪統計に関する事項

2 委員会は、その活動の適正を期するため、処務規程を定めることができる。

3 前項の処務規程及びその改正は、全てこれを告示しなければならない。

オ百二十五条 公安委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、公安委員会に群島警察本部を置く。

オ百二十六条 各群島に警察本部の長として警察長を置く。警察長は、公安委員会が軍布令の規定にもとづいて任免する。

2 警察長は、公安委員会の指揮監督を受けて、群島警察の事務を処理する。

オ百二十七条 群島警察本部に五以下の課を置く。警察長は、公安委員会の承認を得て、必要な係を課の下に置くことができる。

2 警察長は、公安委員会の指揮監督を受けて、群島警察の事務を処理する。

オ百二十七条 群島警察本部に五以下の課を置く。警察長は、公安委員会の承認を得て、必要な係を課の下に置くことができる。

2 軍政府の承認を得て群島警察本部に警察学校を附置することができる。警察学校は、新任又は現任の警察職員の訓練を行う。

オ百二十八条 群島警察本部は、警察次長及び五以下の課に、課長たる警視その他委員会の定める職員を置く。

2 前項の職員は、警監警長が委員会の処務規程にもとづいて、これを任免する。

オ百二十九条 群島に警察区を置く。区の数、位置及び地域管轄は、委員会がこれを定める。

オ百三十条 各区の警察は、その地区内において、左に掲げる事務を行う。

A 公共の秩序を維持すること。

B 生命及び財産を保護すること。

C 犯罪の予防及び鎮圧

D 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕

オ百三十二条 各区警察は、警視その他本令の規定にもとづき能率的に警察を運営するに必要適切な各級職員を置く。

2 各区警視は、群島警察長が委員会の処務規程にもとづいて任免する。

3 各区警視は、委員会の処務規程にもとづいて、その区の警察職員の任免を警察長に進言する。

オ百三十二条 本章に規定するものを除くほか、区の機構は、群島警察本部に準ずる。

## オ九章 財務

### オ一節 財産及び當造物

オ百三十三条 群島は、基本財産を維持することができる。

2 群島は、特定の目的のため、基本財産を設け又は金殻等を積み立てることができる。

オ百三十五条 群島は、公金使用の適正を期するため、財務規程を定めなければならない。

オ百三十四条 旧来の慣行により個人又は法人中特に當造物を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣の変更又は廃止は、群島議会の議決及び收用の裁判手続を必要とする。

2 前項の個人又は法人で群島の財産、當造物をあらたに使用しようとする者があるときは、群島議会の議決を経て、これを許可することができる。

オ百三十六条 群島は、オ一章オ一条の区域外においても、また、関係群島との協議により、財産、當造物を使用又は所有することができる。

オ百三十七条 群島の財産又は當造物は、宗教上の組織若しくは博愛事業の使用、便役又は維持のため利用に供してはならない。

オ百三十七条 軍布令に特別の定があるものを除くほか、財産及び當造物の取得、設置、管理並びに処分に関する事項は、群島議会の制定した条令でこれを定めなければならない。

2 群島は条例で定める特に重要な財産又は當造物については、群島選挙人の住民投票において、その過半数が得られないときは、当該財産又は當造物について、使用料の利益その他の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用的許可をしてはならない。条例で定めるその他の財産又は當造物について議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また、同様とする。

3 前項の住民投票を行うときは、知事は、これを群島選挙管理委員会に通告する。この場合において、群島選挙管理委員会は、これを告示し、告示の日から六十日以内にオ六章オ九十九条並びにオ九十九条の例により選挙人の賛否の投票に付さなければならぬ。

4 布令で特別の定をするものを除くほか、群島知事及び議会議員選挙法は、オ三項の投票に、これを適用する。

5 オ三項の投票は、知事又は議員の選挙と同時に、これを行なうことができる。

オ百三十八条 群島は、財産又は當造物の使用に關し、条例で五千円以下の過料を科する規定を設けることができ

る。

オ百三十九条 財産又は營造物を使用する権利に關し、異議がある者は、これを知事に申し立てることができる。

知事は、これを申立の後最初の議会に付議しなければならない。

2 議会は、前項の規定による付議の日から二十日以内に議を定め、知事は、それにより手続をする。

3 オ一項の事項については、知事の決定を受けた後でなければ、出訴することができない。

## オ二節 収 入

オ百四十条 群島は、別に布令を以て禁じない限り、条例の定めるところにより群島税を賦課徴収することができる。

2 群島は、閑税を賦課徴収することができない。

オ百四十一條 群島は、条例の定めるところにより、数人若しくは群島の一部を利する財産、若しくは營造物又は群島の一部に対し利益のある事件に關し、特に利益を受ける者から分担金を賦課徴収することができる。

2 分担金を賦課徴収する条例は、群島議会又はその常任委員会において、予め公聴会を開き、直接の利害關係を有する者又は学識経験を有する者から意見を聽かなければ、これを設け又は改正することができない。

3 公聴会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び議案を適當な方法で公表しなければならない。新聞で公表する場合においては、その日から七日目ごとに、また同様公表しなければならない。

オ百四十三条 群島は、条例の規定にもとづいて、非常又は災害の復旧のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、夫役現品を賦課徴収することができる。

2 夫役又は現品は、これを市価により金額に算出して賦課しなければならない。

3 学芸、美術及び手工に関する労務については、夫役を賦課することができない。

4 夫役を賦課された者は、本人自らこれに当り又は適當な代人を出すことができる。

オ百四十五条 夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

6 オ二項及びオ五項の規定は、急迫の場合、その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

オ百四十三条 数人若しくは一地方を利する工務又は營造物の建設管理又は一部に対し利益のある事件に關しては群島は、特に利益を受ける當該数人、一部又は一地方に對しその受ける利益に応じて夫役現品を賦課することができる。

オ百四十四条 群島は、条例の定めるところにより、財産又は營造物の使用に關し使用料を徵収することができる。

オ百四十五条 群島は、オ二条の規定による財産又は營造物の使用に關し、使用料若しくは一時の加入金を徵収し又はこれを併せて徵収することができる。

オ百四十六条 群島は、条例の定めるところにより特定の個人のためにする事務につき手数料を徵収することができる。

2 群島知事は、条例の定めるところにより、その権限に屬する群島又は市町村の事務につき手数料を徵収することができる。

3 前項の手数料は、群島の収入とする。

オ百四十七条 証偽その他不正の行為により、分担金、使用料又は手数料の徵収を免れた者は、その徵収を免れた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、条例で五千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 過料の処分を受けた者は、その処分に不服があるときは、裁判所に出訴することができる。

オ百四十八条 負担金、夫役、現金、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徵収を受けた者が、その賦課又は徵収につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に知事に異議の申立をすることができる。

につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に知事に異議の申立をすることができる。

2 次項の規定による異議の申立てられた場合は、知事は、これに

なければならない。

3 議会は、前項の規定による期間があつた場合二十日以内に

4 知事の決定を受けた後でなければ、オ一項の事項については、

オ百四十九条 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他群島の財産權を侵害する事項に

知事は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 夫役又は現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役若しくは現品に代える金銭を納めないと

は、知事は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合、その他特別の事情がある場合に賦課

した夫役又は現現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してその納付を命じなければならぬ。

3 前二項の場合においては、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

4 滞納者が本条オ一項又はオ二項の規定による督促又は命令を受けその指定の限内にこれを完納ししないときは

裁判上の手続により、その納付を強制する。

オ百五十条 群島は、軍布告で定めるところにより、条例で記債の方法、日附、利息の定率、期限及び償還の方法

を定め地方債を起すことができる。

オ百五十二条 知事は、予算内の支出をするため、議会の議決を経て一時の借入をすることができる。本条の規定

による借入金は、その会計年度内の収入を以て償還しなければならない。

オ三節 支 出

オ百五十三条 群島は、その公共事務を行うために必要な経費を支弁する義務を負う。但し、市町村に属するものは、この限りでない。

オ百五十三条 知事及び議員の給与は、月額左の通りとする。

A 奄美群島 知事 五、〇〇〇円 議員 二、五〇〇円

B 沖縄群島 知事 六、五〇〇円 議員 三、〇〇〇円

C 宮古群島 知事 五、〇〇〇円 議員 二、〇〇〇円

D 八重山群島 知事 四、五〇〇円 議員 二、〇〇〇円

2 最高額の範囲内における実際の給与額は、条例でこれを定める。但し、その増額は、これを議決した議員の任期中に実施してはならない。

オ百五十四条 群島は、知事、政府職員又は委員がその職務遂行のため旅費若しくは宿泊料又はその両方を要したときは、条例の定めるところにより、これを支給しなければならない。

オ百五十五条 群島は、宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため又は群島の支配に属しない慈善、教育又は博愛の事業に対し公金を支出してはならない。

オ百五十八条 群島議会において予算を議決したときは、知事は、直ちに、その写を会計長及び出納長に交付しなければならない。出納長は、知事の命令がなければ支出することができない。支出の予算がない場合又は財務に関する規定に違反する場合も、また同様とする。

オ百五十七条 税、夫役、現品及び手数料に対する群島の請求権その他の財産権の時効については、これと同じ性質の私の債権及びその他の財産権の時効と同様民法の規定による。

オ四節 算

オ百五十八条 知事は、毎会計年度才入才出予算を調製し、年度開始前に議会に提出しなければならない。会計年

度は、毎年四月一日に始まり三月三十一日に終るものとする。

2 知事が予算を議会に提出するときは、併せて財産表、予算明細書、その他財政状態の説明に必要な書類を提出しなければならない。

オ百五十九条 知事は、議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 知事は、必要に応じて一會計年度内の中の一定期間内にかかる暫定才入才出予算を調製し、これを議会に提出

することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の才入才出予算が成立したときは、その度力を失うものとする。但し、暫定予算にもとづく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算にもとづく支出又は債務の負担とみなす。

才百六十条 群島の経費を以て支弁する事項で数年を期してその経費を支出すべきものは、条例でその年期間各年度の支出額を定めて継続費とすることができる。

才百六十二条 群島は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設けなければならない。

2 予備費は、三分の二以上の同意による議会にもとづく追加予算費目でなければこれを支出することができない。

才百六十三条 予算は、議会の議決を経た後、直ちに知事に報告し、かつ、その要領を告示しなければならない。

才百六十三条 群島は、条例の定めるところにより、特別会計を設けることができる。

#### 才五節 出納及び決算

才百六十四条 群島の出納は、四半期ごとに例日を定めて監査委員会がこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回、才五章の手続方法で臨時検査をしなければならない。臨時検査においては、監査委員会の申出により議会の議員が互選した二人以上の議員の立合を必要とする。

才百六十五条 群島の出納は、三月三十日を以て閉鎖する。

才百六十六条 決算は、証書類と併せて会計長がこれを知事に提出しなければならない。出納長も、また、出納閉鎖後一ヶ月以内に関係事務の報告書を提出しなければならない。

2 知事は、これを審査し、その意見を附けて次の通常予算を議決する会議までに議会の認定に関する議会の議決を知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

#### 才六節 雜則

才百六十七条 群島は、軍布令に特別の定がある場合を除くほか、財産の売却及び貸与、工事の請負並びに資材、

食糧その他物件労力等の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、急施を要するとき、議会の同意を得たときは、入札の価格が入札に要する経費に比較して得失相償わないとときは、この限りでない。

2 前項の実施に関する条例は、議員三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 群島は、公金の徴収若しくは支出の権限を私有の団体若しくは個人に委託し若しくはその権限をこれらの者をして行わせ又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に關係のある公金の徴収に関与させてはならない。

才百六十八条 知事は、条例の定めるところにより、毎年二回以上、收支予算の状況、財産、公債及び一時借入金その他財産に関する事項を説明する文書を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、議会の指定した事業につき、その経営状況を明らかにするため、定期に貸借対照表その他必要な書類を作成し、次の議会に提出しなければならない。

#### 才十章 市町村との關係

才百六十九条 群島は、軍布告、布令又は指令により禁止した場合を除くほか、群島住民の福祉のため必要があるときは、一市町村につき、才一章才二条の権限を行うことができる。

2 前項の場合において、権限の行使が当該市町村の利益に重大な影響を及ぼすときは、群島は、当該条例の制定の前に議会の公聴会を開き、当該市町村の公務員及び関係選挙人をして意見を陳述させなければならない。この場合において、議会は、意見に対し相当の考慮を与えるなければならない。

才百七十一条 知事は、群島の執行機關として市町村に関し才三章才九条才二項、才十条才一項のG及び才十二条に規定するものを除くほか、いかなる支配権もこれを行なうことができない。

才百七十二条 知事は、毎年一回市町村長協議会開催の際、群島の政務に關し自ら説明し又は他人をして説明文を伝達させなければならない。知事は、その他時宜により協議会に出席することができる。

才百七十二条 議会は、群島の議決機関として、市町村に關し、才四章才三十四条、才四十条、才四十一条及び才

オ百七十二条 議会は、群島の議決機関として、市町村に關し、オ四章オ三十四条、オ四十条、オ四十一条及びオ

百七十三条 知事は、毎年一回市町村長協議会開催の際、群島の政務に關し自ら説明し又は他人をして説明文を

伝達させなければならない。知事は、その他時宜により協議会に出席することができる。

四十八条に規定するものを除くほか、いかなる支配権もこれを行うことができない。

オ七十三条 監査委員会は、群島の監査機関として市町村に關しオ七章オ百四条及びオ百六条に規定するものを除くほか、いかなる支配権もこれを行うことができない。

#### オ十一章 裁判所との關係

オ百七十四条 軍布告又は布令に別に定めるものを除くほか、軍府、住民その他群島内に在るすべての者と裁判所との關係は、一九五〇年七月十三日附軍政府特別布告オ三十八号「民裁判所制度」の規定による。

オ百七十五条 軍布告、布令、指令又は群島条例の制定による権利義務又は刑罰については、特別布告オ三十八号

所定の裁判所がこれを裁判する。

オ百七十六条 群島は、民裁判所制度に關し、特別布告オ三十八号及びオ一章オ二条オ二項に規定するものを除くほか、いかなる支配権もこれを行うことができない。

オ百七十七条 知事は、群島の執行機關として、民裁判所制度に關し、特別布告オ三十八号及びオ三章オ十一条オ一項に規定するものを除くほか、いかなる支配権もこれを行うことができない。

#### オ十二章 捕則

オ百七十八条 旧日本帝国議会が制定し、琉球列島に施行した左記法律は、これを廃止する。

- A 明治三十二年法律オ六十三号府県制及びその後の改正法律
- B 明治四十四年法律オ六十八号市制及びその後の改正法律
- C 明治四十四年法律オ六十九号町村制及びその後の改正法律
- 1 旧日本帝国政府が公布し、琉球列島に施行した左記勅令は、これを廃止する。
  - 1 一九二六年六月四日勅令オ百四十七号地方官々制及びその後の改正勅令
  - 2 左記の軍布告、布令、指令及び命令は、これを廃止する。
  - 3 一九四五五年十一月二十六日附合衆国海軍々政府布告オ一一A号オ五条

一九四六年三月二十八日附合衆国海軍々政府指令オ百四十三号「沖繩民労務部の機構」

一九四六年四月十七日附合衆国海軍々政府指令オ百五十二号「沖繩民郵便部」

一九四六年四月二十二日附合衆国海軍々政府指令オ百五十五号「沖繩民官房の機構」

一九四六年四月二十二日附合衆国海軍々政府指令オ百五十四号「沖繩民總務部の機構」

一九四六年四月二十二日附合衆国海軍々政府指令オ百五十六号「沖繩民政府の設立」

一九四六年五月三日附海軍々政府指令オ四号「沖繩工務及び土木部の機構」

H 合衆国海軍々政府南部琉球軍令オ二号「宮古民政府及び八重山民政府の設立」

I 合衆国海軍々政府北部琉球軍令オ二号「大島民政府の設立」

J 軍政府指令一九四六年十二月一日附オ二十号及び一九四六年十二月二十日附オ二十号「沖繩民政府の機構、機能、給与、会計記号及び出納方法」

K 一九四七年三月三十一日附軍政府指令オ七号「沖繩群島の税の賦課方法」オ三章オ三項

L 一九四七年四月一日附合衆国海軍々政府北部琉球軍指令オ一九四七一〇号「北部琉球列島の民政府機構、機能及び給与」及び本令改正一九四七年七月二十三日附指令オ一九四七一二七号

一九四七年十二月二十一日附布令オ二号「民政府議会」

オ百七十九条 軍政府の認可または委任により、琉球列島各民政府の発した規則、命令中、本令の規定に反しないもの又は本令により群島に与えた権限をこえないものは、正式に改廢するまで有効とする。当該軍布告、指令又は指令中「民政府」とあるのは、爾後「群島」と読み変える。

オ百八十二条 群島の知事及び議會議員は、一九五〇年十一月中に就任する。公選の知事、議員が就任するまで、各群島民政府は、從來の通りその権限を行う。

オ百八十三条 本布令は、一九五〇年九月一日より有効とする。

軍政長官の命により

才百八十二条 本布令は、一九五〇年九月一日より有効とする。

軍政長官の命により

合衆国陸軍准将

ジョン・エイチ・ハインズ

註 本布令は一九五二年三月十五日附民政府布令才六十九号「群島政府職能の終正」により一九五二年六月三十日

午後十二時を以つて全部廃止になる。

## 群島政府組織法一部改正

琉球列島米國軍政本部布令才二十二号（一九五〇年八月四日附）改正才一号（一九五〇年十月二十五日）

### 群島政府組織法

#### 職員任命

1、一九五〇年八月四日附軍政府布令才二十二号、才二十五条の条文中に「才十二条」「才十三条」及び「才十七条」とあるのを、それぞれ「才十九条」「才二十条」及び「才二十四条」と改める。

#### 消防局

2、才八十二条を左の通り改正する。

a

才一項を次の通り改める。

「才一項ノ各部、局長は当該部局のすべての所管事務について知事に対し直接責任を負ふ。」

b

才二項は全文削除する。

3、才八十四条の「ヒ号」「消防局」は全文削除する。

#### 監査委員会の権能

4、才九十条中に「又は消防局に」とあるを削除する。

#### 監査委員会の権能

5、才百十六条才三項は全文削除して次の通り改正する。

「才三項 故意に委員会の適法なる諸規則及規程に違反した者及故意に本布令により規定せる証人の出頭及記録の提出に関する委員会の命令に違反した者は当該法廷に送付して一千円以下の罰金刑又は三十日以下の禁錮刑に処する事ができる。」

#### 公安委員会

6 才八章（才百十九条より才百三十二条まで）を左の通り改正する。

#### 才八章 公安委員会

才百十九条 1、各群島に公安委員会を置く。公安委員会は群島の全選挙人に対し、各管轄群島内に於ける法律及

命令の維持について責任を負ふ。

2、各群島政府は才一項に定めた責任を遂行するために警察機関を設置し公安委員会に之を指揮監督させる。

才百二十条 1、各群島政府の公安委員会は定員三人で構成する。

2、公安委員は知事が議会の承認を得て任命する。

3、公安委員は群島政府又は市町村の有給職員を兼任する事ができない。

4、次の各号に該当する者は公安委員になる資格はない。

a、禁治產者及禁治產者又は破産者にして未だ債務を償却しない者。

b、懲役刑に該当する破廉恥行為により有罪の判決を受けた者。

c、本法により組織された政府を暴力で破壊する事を主張する政党又はその他の団体を結成し又は之に加入する者。

d、政党又はその他の政治団体の役職員

才百二十二条 1、公安委員の任期は五年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残余任期中とする。委員は之を

c、本法により組織された政府を暴力で破壊する事を主張する政党又はその他の団体を結成し又は之に加入する者。

d、政党又はその他の政治団体の役職員

オ百二十一條 1、公安委員の任期は五年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残余任期中とする。委員は之を再任する事ができる。

2、委員は退職しようとする日の十五日前迄に委員長に退職願書を提出して退職する事ができる。退職願書を受理したら委員長は之を知事に報告する。

3、委員に欠員が出来たときは、知事が補欠員を選任する。議会の閉会中に任命された委員は議会が開会し、その承認が得られる迄仮に就任する。

オ百二十二条 知事は委員が心身の故障のため、その職務を執行する事が出来ないと認めた場合或は委員が公の義務に違反し又は委員たるにふさわしくない不法行為があると認めた場合は議会の同意を得て之を罷免し得る。

オ百二十三条 委員会は委員の中から委員長を互選する。委員長は会議の議長となり委員会の議決により委員会を代表する。但し委員長は委員会に属しない権限を行う事は出来ない。

オ百二十四條 1、委員会は次の事務を掌る。

- a、群島警察の組織、予算及び人事に関する事項
- b、群島警察の運営に関する事項
- c、警察通信制度の維持及管理に関する事項
- d、犯罪鑑識機関の維持及管理に関する事項
- e、犯罪統計に関する事項
- f、警察官教養機関の維持及管理に関する事項
- g、非常時又は災害時に対処する為の警察の統合計画の立案及び実施に関する事項
- h、自動車の登録又は運転手の免許状の発給及取消並に免許の一時停止等に関する事項
- i、軍布告、布令又は議会の決めた条令等に別段の定めあるものを除き、爆発物及び高度に可燃性又は危険性をおびる物質の所有、保管、使用及び輸送等に関する事項。

1 軍布告、布令及び議会の決めた条例等の規定に基き警察が認可を与へえる事の出来るその他の免許状の発給及取消し又は免許の一時停止等に関する事項

K 軍布告、布令及議会の決めた条令等に規定せる群島政府行政管轄内における火災予防に関する事項

1 その他群島警察の行政に関する事項

2、委員会は警察官の任命、昇進及罷免に関する規則又は規程を制定する権能を有し又警察組織の能率的運営及規律の保持上必要と認められる諸規程、手続を制定する事も出来る。

3 前項の諸規則及規程を制定した場合並にその改正をした場合は、すべて之を公布すること。

4 委員会の発する規程、指令及一般又は特別命令等は、すべて委員会の過半数の賛成を得て之を採択し群島警察長に文書で指示する。

5 委員会は軍政長官の発する布告布令及指令又は議会の可決せる条令の諸条項に抵触する規則又は命令を發する事は出来ない。

オ百二十五条 公安委員会の権限に属する事項に関する諸事務を処理させるため執行機関として公安委員会内に群島警察本部を設ける。

2 警察長は公安委員会が議会の定めた規程に基いて任命する。

3 警察長は公安委員会の指揮監督を受けて群島警察の事務を処理する。

4、警察長はその権限内で公安委員会の制定せる命令又は軍布告、布令、指令及議会の決定せる条令等の趣旨に反しない範囲内に於いて文書又は口頭で命令を發する権限がある。

運動を行う事ができる。

オ百二十七条 1、警察長は公安委員会の承認を得て各群島警察本部に必要な課及係を設ける事が出来る。

— 96 —

2、軍政府の承認を得て群島警察本部に附属の警察学校を設ける事が出来る。

警察学校は新任又は現任の警察官の訓練、教習を行う。

才百二十八条 1、群島警察本部に公安委員会の承認を得て警察次長並に警察長が部の能率的運営上必要と認める

警察官又は事務員を置く。警察次長は二名以内とする。

2、前項の職員は公安委員会の制定した規則及規程に基いて警察長が之を任免する。

才百二十九条 各群島に若干の警察区を設け、区の数、位置及管轄区域は委員会が之を定める。

才百三十条 各区の警察はその管轄区域内に於いて左の事務を掌る。

a、治安維持

b、生命、財産の保護

c、犯罪の予防及鎮圧

d、犯罪の捜査及犯人の逮捕

e、交通取締り

f、裁判所判事又は検事の命による、若しくは軍布令又は群島条令の定めるところによる拘留状又は逮捕状の執行及其の他の事務

g、各警察区の署長はその管轄区域内に於いて治安を維持し、法律を施行する事について責任を負う前述の目的を達成するために部下にその管轄区域内の適当な職場の勤務を命じ又は部下を適当な職務に任ずることが必要であると認めた場合は署長は公安委員会の制定した諸規則に従い且つ警察長の監督を受けて之を行ふ。

3、地区警察署長及地区警察勤務の警察官は群島警察長が公安委員会の定めた諸規則及規程の条文に基いて任免する。

才百三十二条 本章に別段の定めのある場合を除き各警察区の機構は群島警察本部の機構に準する。

8、本改正命令は一九五〇年十一月一日から之を実施する。

右軍政府長官の命に依り発布する。

軍政副長官  
米陸軍准將

ジョン・エイチ・ハインズ

○琉球列島米国軍政本部布令才二十二号（一九五〇年八月四日附）改正才二号（一九五〇年十二月五日）

#### 群島政府組織法

一、才七条を次のように改正する。

(1) 住民の群島政府に対する権利は次の通りである。

一 法律及び条例に基き生命並びに不動産、動産、その他の財産の保護を受ける権利

一 他人と共に居住地の群島政府及び市町村の財産及び公共施設物を使用する権利

一 公職に就く権利及び選挙権

一 一般的な正当な事由を有する場合の請願権

一 法律及び条例の制定及び改廃に関する提議権及び決議権

一 連帶の上の知事又は議員の解任に関する手続を提議する権利

一 全体としての議会の解散陳情権

(2) 人は紛て個人として尊重すべきものとする。生命、自由及び幸福を享受する権利は社会の福祉を阻害しない程度において立法及びその他の行政事務上最大の考慮を払うべきものである。

(3) 各人に對し信教の自由を保証する。宗教団体は群島政府から如何なる特權を受けてもいけないし又政治的の権限を行使してもいけない。如何なる人にも宗教事業、聖餐式礼式又は行事に参加することを強要してはいけない。群島政府及びその各機関は宗教教育又はその他の宗教的事業に携つてはいけない。

(三) 各人に對し信教の自由を保証する。宗教團体は群島政府から如何なる特權を受けてもいけないし又政治的の権限を行使してもいけない。如何なる人にも宗教事業、聖餐式礼式又は行事に參加することを強要してはいけない。群島政府及びその各機關は宗教教育又はその他の宗教的事業に携つてはいけない。

二、オ七十条オ一項を次の通り改正する。

(一) 本法に特別な規定を設けてある場合を除き議会の會議における手続は總て出席議員の過半数で決定する。議長は議員の一員として他の議員と同様に投票権を有する。

右軍政長官の命に依り

軍政副長官  
北米合衆國陸軍准將  
ジョン・エイチ・ハインズ

○琉球列島米國軍政本部布令オ二十二号（一九五〇年八月四日附）改正オ三号（一九五一年一月十一日）

群島組織法

群島政府の設立とその管轄

オ一条オ一項を次のように改正する。

A 奄美大島群島一次の境界線内の諸島嶼及び全島嶼の低潮線から三海里内の海域から成る。

北緯三十度東經百二十六度の点、北緯二十八度東經百二十四度四十分の点、北緯二十八度東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分東經百三十一度五十分の点、北緯十九度東經亘干一の点、北緯三十度東經亘干二度三十分の点を順次結び更に最後の点と最初の点を結ぶ境界線

B 沖繩群島一次の境界線内の諸高嶼及び全島嶼の低潮線から三海里内の海域からなる。

北緯二十八度東經百二十四度四十分の点、北緯二十八度東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分東經百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分東經百三十一度五十分の点、北緯二十四度東經百二十八度の点、北緯二十七度東經百二十四度二分の点、を順次結び更に最後の点と最初の点を結ぶ境界線

本改正布令は、一九五一年一月十一日からこれを実施する。

右民政副長官の命に依り發布する。

民政官  
砲兵大佐  
ゼームス・エム・ルワイズ

○琉球列島米國軍政本部布令オ二十二号（一九五〇年八月四日附）改正オ四号（一九五一年二月七日）

群島組織法

オ一条 知事及び議会の議員の俸給は、条例でこれを定め、民政副長官の認可を得なければならぬ。

右民政副長官の命に依り發布する。

民政官  
砲兵大佐  
ヂエムス・エム・ルワイズ

### 臨時琉球諮詢委員会設置

琉球列島米國軍政本部布令オ一号（一九五〇年一月三日）

臨時琉球諮詢委員会

臨時琉球諮詢委員会を設置し、一八五〇年一月二十日から本布令を施行する。

オ一条 臨時琉球諮詢委員会は琉球列島四民政府全体的利害に關係ある問題に關し軍政府の本委員会に附託する事項（琉球列島の住民に一部自治を許容する問題を含む）を研究討議しこれを軍政府に進言するものとする。

オ二条 本委員会は四民政府の代表委員をもつて組織する。代表委員は人口十万人又はその端数毎に一名とし各民